再生手続終結

平成２１年（再）第１５７号
東京都千代田区内神田１丁目８番１号　三井ビル５Ｆ　センチュリー法律事務所内
再生債務者　株式会社コズミックランド
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年７月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第４号
大阪市中央区高麗橋４丁目１番１号
再生債務者　栄泉不動産株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年７月５日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２０年（再）第２６９号
埼玉県川口市新井町９番８号
再生債務者　株式会社第一通商
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区九段北４丁目１番５号市ヶ谷法曹ビル803　上田法律事務所　弁護士　上田　智司
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年７月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３０号
東京都千代田区大手町２丁目１番１号
再生債務者　株式会社ジュエリー・フオンド
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区虎ノ門２丁目９番９号　虎ノ門倉並ビル２階　北・望月法律事務所　弁護士　北　　秀昭
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年７月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３１号
東京都千代田区大手町２丁目１番１号
再生債務者　株式会社ジュエリー・ストリーム
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区虎ノ門２丁目９番９号　虎ノ門倉並ビル２階　北・望月法律事務所　弁護士　北　　秀昭
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年７月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第１号
岡山市北区青江４丁目21番18号
再生債務者　マルヤ矢吹株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　岡山市北区蕃山町３―７　両備蕃山町ビル４階　大林・松井法律事務所　弁護士　松井　健二
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年７月４日
岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１４４号
千葉市花見川区こてはし台４丁目29番４号
再生債務者　岡田　伸夫
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月９日から平成23年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第４７号
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目６番18―205号
再生債務者　廣瀬　　力
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月２日から平成23年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第１１号
北海道苫小牧市青葉町１丁目３番２―411号
再生債務者　山越　広樹
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月11日から平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（再イ）第７９号
さいたま市北区土呂町２丁目101番地　セザール大宮土呂702
再生債務者　中垣　直人
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月11日から平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１５号
千葉県勝浦市大楠1125番地２
再生債務者　近藤　和枝
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月11日から平成23年８月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２３年（再イ）第１６４号
名古屋市中村区岩塚町５丁目49番地
再生債務者　村上　英一
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月４日から平成23年８月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１６７号
名古屋市熱田区三番町４番25号　新光マンション1006号
再生債務者　田口　晶子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月４日から平成23年８月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１７４号
名古屋市西区名西１丁目17番６号　ハイツ上更203号
再生債務者　島岡　敏彦
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月４日から平成23年８月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２６号
長崎県長崎市本河内３丁目31番11号
再生債務者　松下　慶子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月11日から平成23年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第２９号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷1479番地２―205号
再生債務者　徳永　俊一
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月11日から平成23年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係